

令和5年9月1日

北海道知事 様

提出者 住所 札幌市清田区北野3条2丁目13番45号
氏名 有限会社 丸正北野総業
代表取締役 田中 信吉

住所 札幌市清田区北野3条2丁目13番15号
氏名 木村 信也

住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
氏名 中道リース株式会社
代表取締役 関 崇博

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	北野通ショッピングセンター
所在地	札幌市清田区北野3条2丁目13番54号 外
地域貢献活動計画書の提出年月日	平成26年2月21日

2 地域貢献活動計画の変更

変更年月日	令和5年3月1日
変更の理由	店長の変更（DCM）

3 変更後の地域貢献活動計画

(1) 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組

(2) 地域貢献活動の担当者

所属名	DCM北野通店
職・氏名	店長 湯浅 秀介
電話番号等	(011) 883-1496



<担当者連絡先>

所属名	DCM株式会社 東日本開発部
職・氏名	店舗開発マネジャー 小倉 良一
電話番号	(011) 892-3611
電子メールアドレス	ogura_ryouichi@dcm-hldgs.co.jp

所属名	株式会社アークス 店舗開発グループ
職・氏名	貝 浩一
電話番号	(011) 530-1030
電子メールアドレス	Kai.koichi@arcs-g.co.jp

- 注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。
- 2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。
- 3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。